

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月14日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/120106.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	熊本県立高等学校の授業料等に関する条例(昭和23年熊本県条例第18号)による授業料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例別表第一 第9の項 熊本県立高等学校の授業料等に関する条例(昭和23年熊本県条例第18号)による授業料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	熊本県立高等学校の授業料等に関する条例第1条及び授業料減免基準
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	・熊本県立高等学校の授業料等に関する条例第1条 この条例は、県立高等学校の授業料等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 ・授業料減免基準 熊本県立高等学校の授業料等に関する条例第5条に規定する「 <u>特別の事情があると認めるときは</u> 」の認定にあたっては、 <u>教育の機会均等</u> を失しないよう、かつ予算の範囲内で、家計及び家族状況による就学困難度、その他の事情を考慮して行うものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		熊本県立高等学校の授業料等に関する条例 授業料減免基準